

趣旨
目的

歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を支援する。

事業
内容

景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。

事業実施主体
(対象者)

市区町村（要件は下図参照）

補助率

1/2、1/3

令和3年度
当初予算
(百万円)

79

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

- 上記(1)、(2) 事業主体がa. に該当する場合 1 / 2
- 上記(1)、(2) 事業主体がb. に該当する場合 1 / 3
- 上記(3) 事業主体がa.又はb.に該当する場合 1 / 3

【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

- a. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- b. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村 (a.を除く)

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え（イメージ）

趣旨
目的

空家等対策計画に定められた地区について、居住環境の整備改善を図る。

事業
内容

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う地方公共団体の取組を支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村、所有者

補助率

下図参照

令和3年度
当初予算
(百万円)

社会資本整備総合交付金
6,311億円（令和3年度）の内数
防災・安全交付金
8,540億円（令和3年度）の内数

事業内容

- ・空き家の除却
例：不良住宅の除却
ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- ・空き家の活用
例：空き家を地域活性化のための交流施設等に活用
- ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ・空き家の所有者の特定
例：所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、
不良住宅・空き家を除却

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を
活用し観光交流施設を整備

補助対象

空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区において行う事業
(上記要件は空き家の除却、活用に限り)

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	2/5	2/5	1/5	2/5	3/5
活用	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	1/3	1/3	1/3	1/2	1/2



趣旨 住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

事業内容 地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。

事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村、法定協議会	補助率	1/2、1/3	令和3年度 当初予算 (百万円)	社会資本整備総合交付金 6,311億円(令和3年度)の内数 防災・安全交付金 8,540億円(令和3年度)の内数
-----------------	----------------	-----	---------	------------------------	---

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成
勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利施設等)



公共施設の修景

(道路の美化化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

(外観の修景の整備)

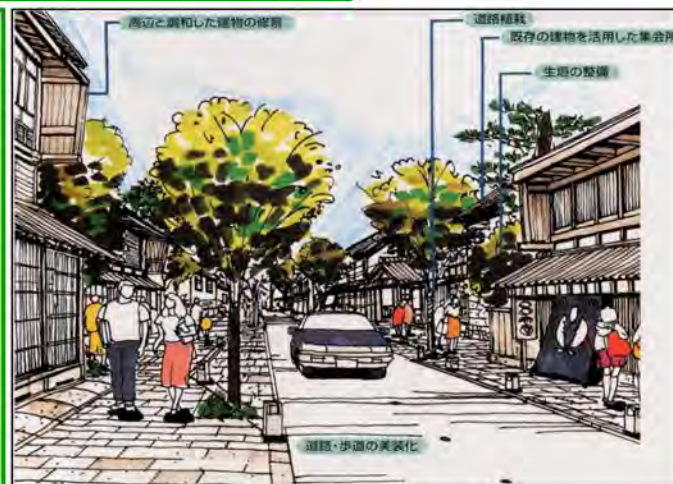


景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)





趣旨 観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりの取組について地域の方々が相談できる場として、
目的 観光庁および地方運輸局等に窓口を開設する。

事業内容 観光庁及び全国の運輸局に「観光地域づくり相談窓口」を設置し、観光による地域活性化を目指す地域の方々を対象に、関連施策の紹介や、関係省庁への仲介などを行うことで地域の取組を支援する。

事業実施主体 (対象者)	観光庁観光地域振興課、地方運輸局観光地域振興課、沖縄総合事務局運輸部企画室	補助率	—	令和3年度 当初予算 (百万円)	—
-----------------	---------------------------------------	-----	---	------------------------	---

